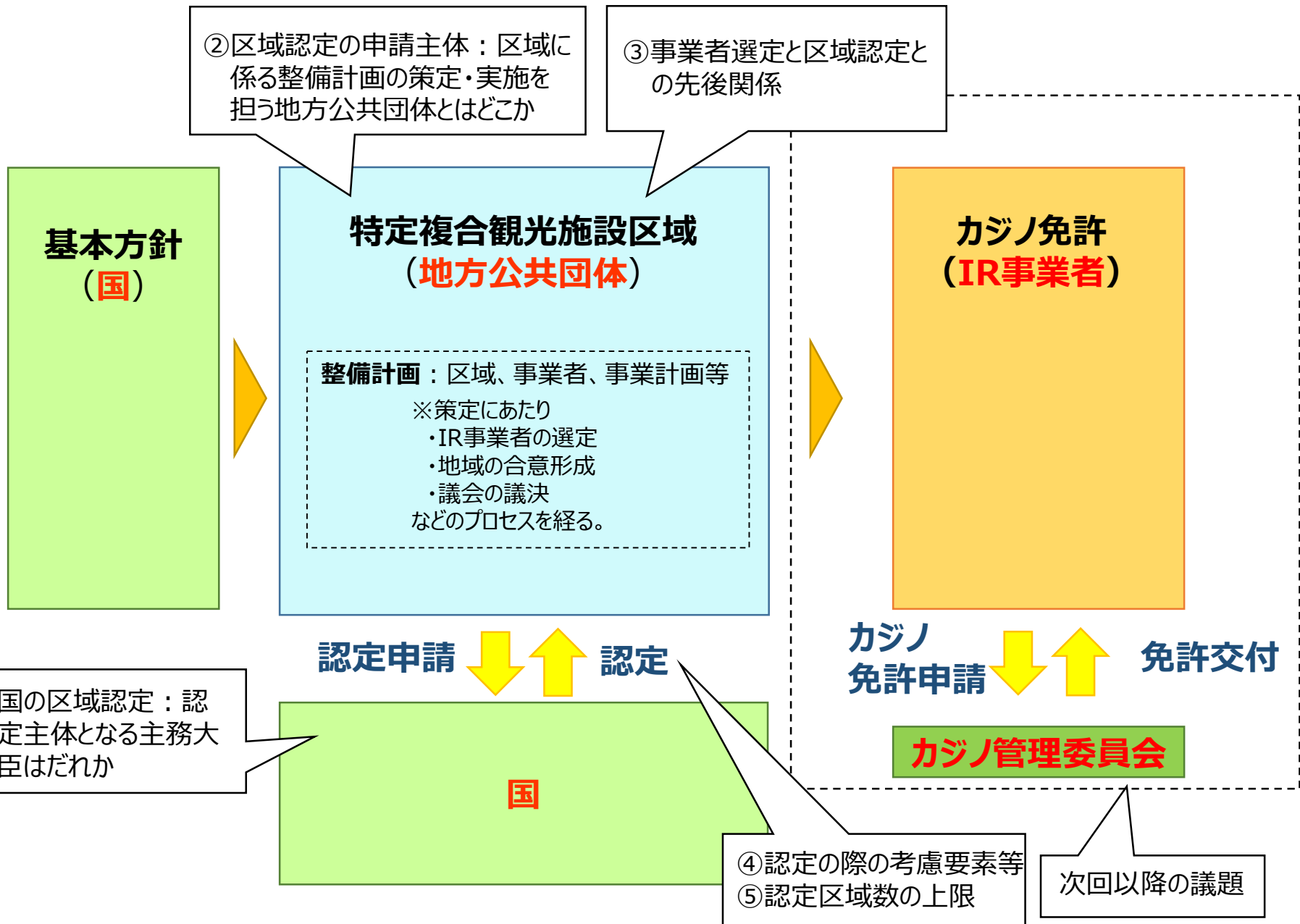


認定制度に関する論点

1. 認定制度のイメージ(案)
2. 国の区域認定（主務大臣）について
3. 区域認定の申請主体について
4. 事業者選定と区域認定の先後関係について
5. 区域の認定に当たって考慮すべき要素等について
6. 認定区域数の上限について

1. 認定制度のイメージ (案)



2. 国の区域認定（主務大臣）について

<これまでの議論>

推進法

- ・特定複合観光施設区域とは、「地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域」（第2条第2項）
- ・特定複合観光施設区域の整備の推進は、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与する」（第3条）

推進法の国会審議の過程

- ・国際観光政策として位置付けられるものであり、人を呼び込むための大変大きな起爆剤になるとの趣旨の提案者答弁

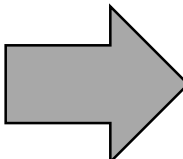
附帯決議

特定複合観光施設区域の整備推進に当たっては、

- ・「有害な影響を排除する観点」
- ・「日本らしい国際競争力の高い魅力ある観光資源を整備する観点」
- ・「観光及び地域経済の振興に寄与する観点」

に特に留意する（第1項）

<今後の議論の方向性>

- 
- 区域の認定者である「国」については、
 - ①IR事業は国際競争力の高い魅力的な滞在型観光の実現を主目的としていること、
 - ②監督責任の明確化が図られること、
 - ③行政運営の効率化が図られること、から①の目的と関係の深い単一の認定主体（主務大臣）としてはどうか。
 - 認定主体としては、IR推進本部長（内閣総理大臣）と、観光振興を所掌する国土交通大臣が考えられるが、本部はIR区域の整備推進において振興と規制の総合調整を行う機関であることから、国土交通大臣を主務大臣としてはどうか。
 - 一方で、附帯決議第1項にあるように、有害な影響の排除、地域の振興、様々な観光資源の整備など関係府省との連携、調整が不可欠であるため、区域認定に当たっては、関係府省やIR推進本部に意見を求めることで、より効果的な区域整備を図ることとしてはどうか。

<参考> 国土交通省の所掌、他法令の例

- ・国土交通省設置法第3条において、国土交通省は「観光立国の実現に向けた施策の推進」が任務、第4条第1項第21号において、「観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関すること」が所掌事務とされている。
- ・観光立国推進基本法第10条において、観光立国推進基本計画の原案作成は国土交通大臣が担うこととされている。

3. 区域認定の申請主体について

<これまでの議論>

推進法

特定複合観光施設区域とは、「地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域」（第2条第2項）

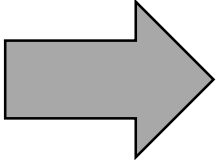
推進法の国会審議の過程

地方公共団体の役割として、

- ・インフラの整備状況や周辺環境の現況等を総合的に勘案
- ・様々な民間事業者の企画提案を検討した上で、最も効果の高いIR施設整備計画を作成して国に対してIR区域の認定を申請する
- ・カジノが社会に与える問題やリスクを最小限に抑制するよう、IR区域及び周辺環境の健全化・安全化に取り組んでいくことが望まれる。

との趣旨の提案者答弁

<今後の議論の方向性>

- 
- インフラや周辺環境の整備等の広域的な施策、依存症対策等について総合的な役割を求められることから、「都道府県」を基本としてはどうか。
 - また、基本的に都道府県と同等の権能を有する政令指定都市についても申請主体に含めることとしてはどうか（都道府県、政令指定都市のいずれも申請を可能とする。）。ただし、広域施策等における行政運営上の調整を図るため、申請に当たっては都道府県と協議等を行うこととしてはどうか。

<参考> 都道府県が担うことを原則としている関連業務の例

- ・「外客来訪促進計画の作成」は都道府県の所掌とされている。（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律）
- ・「登録ホテル業の監督」は、都道府県の所掌とされている。（国際観光ホテル整備法）
- ・依存症対策の中核施設となる「精神保健福祉センターの設置」は都道府県及び政令指定都市の所掌とされている。（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）
- ・「大規模小売店舗新設の届出」など、周辺地域の生活環境など広域に影響が及ぶものについては、都道府県及び政令指定都市の所掌とされている。（大規模小売店舗立地法）
- ・警察行政は都道府県単位である。

4. 事業者選定と区域認定の先後関係について

<これまでの議論>

推進法

- ・「特定複合観光施設区域の整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与する」（第3条）
- ・「政府は地方公共団体による特定複合観光施設区域の整備（特定複合観光施設の設置及び運営をする事業者の選定を含む。）に係る構想のうち優れたものを、特定複合観光施設区域の整備の推進に反映するために必要な措置を講ずる」（第8条）

推進法の国会審議の過程

地方公共団体の役割は

- ・地域のインフラの整備状況や周辺環境の現況等を総合的に勘案してプランをつくる
- ・様々な民間事業者の企画提案を検討した上で、最も効果の高いIR施設整備計画を作成し、国に対して区域認定の申請をする
- ・地域でコンセンサスを得るために、説明会、公聴会を開く等しっかりとした取組をする

との趣旨の提案者答弁

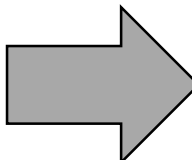
附帯決議

- ・「特定複合観光施設区域の数については、我が国の特定複合観光施設としての国際的競争力の観点及びギャンブル等依存症予防等の観点から、厳格に少数に限る」（第4項）こととされており、区域認定に当たっては、公正かつ客観的な審査が求められる。

4. 事業者選定と区域認定の先後関係について（続）

	事業者選定を先行実施	区域認定を先行実施
手続き	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体は、事業者の選定の後、その提案に基づいた<u>具体的な事業計画を作成した上で</u>国に申請を行い、国は当該事業計画等に基づき区域を認定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体は、<u>具体的な事業計画が無いまま</u>国に申請を行い、<u>国が区域を認定した後</u>、地方公共団体が事業者を選定する。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 国は、具体的な事業計画に基づき、事業内容の法目的との整合性や経済効果、事業継続性、懸念事項への対応等について<u>公正かつ客観的な審査</u>を行うことにより、当該事業の公益性の確保が可能となる。 地方公共団体は、具体的な事業計画に基づく地域住民への説明を行うことにより、<u>地元合意に向けて説得力のある取組みが可能</u>となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、<u>事業の実施が確実な認定された区域</u>について、地方公共団体に事業計画を提案し、具体的な投資判断を行うことができる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、区域認定がされておらず、事業の実施が不確実な段階で、事業計画を作成し、具体的な投資判断を迫られることとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は、具体性、実行確実性のない計画に基づき審査を行わなければならない、当該事業が真に公益性を有するのか、公正かつ客観的な判断ができない。 地方公共団体は、計画に具体性がないことから地域住民に説得力を持った説明ができず、合意形成が困難となる可能性がある。

＜今後の議論の方向性＞

- 
- IR事業の公益性を担保するため、区域における具体的な事業について公正かつ客観的な審査が可能となるよう、地方公共団体が事業者を選定し、その提案に基づき区域に関する具体的な事業計画を作成した上で、国に申請することとしてはどうか。
 - また、IR事業が総体として公益性を有するか国が公正かつ客観的に審査を行うため、地方公共団体が区域、事業者、事業計画に加えて、懸念事項への対応、周辺インフラの整備や周辺環境対策等の地方公共団体の施策を含めた、区域に係る整備計画を国に申請し、国は日本型IRに相応しいと認めた整備計画に係る区域を認定することとしてはどうか。

5. 区域の認定に当たって考慮すべき要素等について

<これまでの議論>

推進法

「政府は、地方公共団体による特定複合観光施設区域の整備（中略）に係る構想のうち優れたものを、特定複合観光施設区域の整備の推進に反映するため必要な措置を講ずるものとする」（第8条）

附帯決議

「国際的・全国的な視点から、真に観光及び地域経済の振興の効果を十分に発揮できる規模のもの」（第3項）

推進法の国会審議の過程

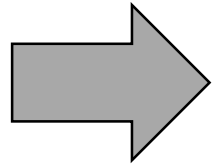
大都市だけではなく、地方にも置かれることが望ましいと考えているが、一定規模以上であることに加え、

・地方創生・まちづくりへの貢献、クールジャパンの推進への寄与

・地域の観光資源の活用の状況、地方公共団体の人口、空港・港湾の立地状況

等を総合的に判断した上で、効果の高いものを国が認定することになるのではないかと趣旨の提案者答弁。

<今後の議論の方向性>



○推進法の規定、推進法案への附帯決議や推進法の国会審議時における提案者答弁、第1回推進本部における安倍総理の発言を踏まえ、国際的・全国的な見地から、様々な懸念事項への対応も含む多様な要素を認定に当たって考慮する必要があるのではないか。

○また、附帯決議において、I Rの区域数を厳格に少数に限定することとされていることを踏まえると、I R整備の効果を最大化するためには、特定複合観光施設を構成すべき各構成施設について、どの程度国際競争力を有しているか、我が国を代表する施設として相応しいか等を含め、これらの様々な考慮要素を総合的、かつ、客観的に評価し、国際的・全国的な見地から、効果の高いものを国が認定する仕組みとする必要があるのではないか。

<推進法審議時の主な答弁(要旨)>

- 大都市だけではなくて、地方においてもそれぞれの個性や特性を生かした形で提案がなされ、地方にも置かれることが望ましいと考えているが、一定の規模は必要ではないか。 (11/30 衆・内閣委 提案者)
- I Rは一定規模以上で、日本全体の国際観光、地域振興、財政に寄与するものであることが必要。そのため、それなりの規模のものを想定。二つ三つぐらいからスタートをして、効果を検証し、段階的にどの程度増やしていくのか検討すべき。 (12/8 参・内閣委 提案者)
- 依存症対策など負の側面にも配慮すると、十も二十も日本全国に造ることは想定していない。また、温泉旅館の横にカジノを一部置くようなものは想定していない。 (12/13 参・内閣委 提案者)
- 地方創生・まちづくりへの貢献、クールジャパンの推進への寄与、地域の観光資源の活用の状況、地方公共団体の人口、空港・港湾の立地状況等が重要な判断材料になると想定。 (12/8 参・内閣委 提案者、12/13 参・内閣委 提案者)
- リゾート法とは異なり、I R区域は一定の要件を満たしたら必ず認定されるというものではない。具体的には実施法の中で決められることになるが、地方公共団体から上がってくる構想について、その経済効果、観光振興効果、雇用効果等々、総合的に勘案した上で国が地域を指定していくことになる。 (12/8 参・内閣委 提案者)

<関連する附帯決議>

- 一 特定複合観光施設区域の整備を推進するに当たっては、特に、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響を排除する観点、我が国の伝統・文化・芸術を活かした日本らしい国際競争力の高い魅力ある観光資源を整備する観点、並びにそれらを通じた観光及び地域経済の振興に寄与する観点に特に留意すること。
- 三 特定複合観光施設については、国際的・全国的な視点から、真に観光及び地域経済の振興の効果を十分に発揮できる規模のものとし、その際、特定複合観光施設全体に占めるカジノ施設の規模に上限等を設けるとともに、あくまで一体としての特定複合観光施設区域の整備が主眼であることを明確にすること。

6. 認定区域数の上限について

<これまでの議論>

附帯決議

- ・「我が国の特定複合観光施設としての国際的競争力の観点」及び
- ・「ギャンブル等依存症予防等の観点」から、
「厳格に少数に限ることとし、区域認定数の上限を法定する」（第4項）

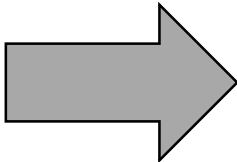
推進法の国会審議の過程

- ・大都市だけではなく、地方にも置かれることが望ましい
- ・依存症対策など負の側面にも配慮すると、10や20も全国に造ることは想定していない
- ・2つか3つくらいからスタートして、効果を検証し、段階的にどの程度増やしていくのか検討すべき
との趣旨の提案者答弁

推進法

「この法律の規定及び第五条の規定に基づく措置については、この法律の施行後五年以内を目途として、必要な見直しが行われるべき」（附則第2項）

<今後の議論の方向性>

- 
- 推進法案に対する附帯決議や推進法の国会審議時における提案者の答弁及び推進法に見直し条項（推進法施行後5年以内を目途に見直し）が追加されたことを踏まえ、当初の区域数の上限を検討してはどうか。
 - その他、以下の点も考慮する必要があるのではないか。
 - ①第1回推進本部における「クリーンなカジノを実現するため、世界最高水準のカジノ規制を導入する」との安倍総理の発言を踏まえると、カジノの設置・運営を行う民間事業者に対して、真に適格な者のみが選定されるよう徹底した調査を行う必要がある、カジノ管理委員会の当初のキャパシティを踏まえる必要があること。
 - ②魅力あるIR事業が継続的に運営されるためには、競争環境の安定性への一定の配慮も必要と考えられること。

<推進法審議時の主な答弁 (要旨)>

- 大都市だけではなくて、地方においてもそれぞれの個性や特性を生かした形で提案がなされ、地方にも置かれることが望ましいと考えているが、一定の規模は必要ではないか。 (11/30 衆・内閣委 提案者)
- I Rは一定規模以上で、日本全体の国際観光、地域振興、財政に寄与するものであることが必要。そのため、それなりの規模のものを想定。二つ三つぐらいからスタートをして、効果を検証し、段階的にどの程度増やしていくのか検討すべき。 (12/8 参・内閣委 提案者)
- 依存症対策など負の側面にも配慮すると、十も二十も日本全国に造ることは想定していない。また、温泉旅館の横にカジノを一部置くようなものは想定していない。 (12/13 参・内閣委 提案者)

<諸外国における制度>

①シンガポールにおけるカジノ管理法

第41条 カジノ施設数は2つのみ

(1) 規制局は、カジノ用の2か所目の用地について第2条(2)の下で下された命令で指定されている日付から始まる10年間の期間に、本法の下でどの特定の時にも有効なカジノ免許が2つまでしか存在しないことを保証する。

(2) 1つのカジノ免許は、1か所のカジノだけに適用されるものとする。

②米国マサチューセッツ州における拡大ゲーミング法

第19条 ゲーミング委員会は、委員会に提出された申請や入札に基づき、最大3つのカテゴリー1の免許(※)を交付することができる。一つの地域につき、最大1つの免許が交付される。地域(region A, region B, region C)は以下のとおりの区分する。(略)

※テーブルゲームを置くことができ、また、スロットマシンを台数の制限なく置くことができる免許。